

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月3日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項第13号中「こと」の右に「(左京区役所静市出張所, 南区役所久世出張所, 伏見区役所神川出張所及び同区役所淀出張所に限る。)」を加え, 同項第14号中「及び」を「並びに」に改め, 「交付」の右に「及び記載事項の変更」を, 「こと」の右に「(左京区役所静市出張所, 南区役所久世出張所, 伏見区役所神川出張所及び同区役所淀出張所に限る。)」を加え, 同号に次のただし書を加える。

ただし, 文化市民局の所管に属するものを除く。

第5条第2項第16号中「及び」を「並びに」に改め, 「交付」の右に「及び記載事項の変更」を加え, 同号に次のただし書を加える。

ただし, 文化市民局の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は, 令和3年9月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)